



サステナブルプロダクトと サプライチェーン

Sustainability is our business

© Copyright 2024 by The ERM International Group Limited and/or its affiliates ("ERM"). All rights reserved. No part of this work may be reproduced or transmitted in any form or by any means, without prior written permission of ERM.



持続可能な製品・サプライチェーンに関するコンサルティング

- 気候変動とCOVID-19のパンデミックは、グローバルサプライチェーンの重大な脆弱性と世界経済の極端な不平等を悪化させ、露呈させました。プロセスと材料に対する規制当局の監視が強化されるとともに、企業は、調達、製造、流通、廃棄など、製品ライフサイクル全体にわたるサステナビリティに対するステークホルダーの要求が強まっています。企業は、単に法規制を遵守するだけでは不十分であり、自社の競争優位性を構築し、評判（レピュテーション）を守るために、堅牢で効果的な製品管理（プロダクトスチュワードシップ）プログラムを確立することが求められています。



持続可能な製品・サプライチェーンに関するコンサルティング

- 当社のグローバルプロダクトスチュワードシップチームは、クライアントがビジネス目標を達成し、主要なステークホルダーを満足させる方法により、グローバルな法規制に準拠しつつ安全かつ持続的に製品を市場に投入できるよう支援します。私たちのアプローチは、次の3つの重要な側面に焦点を当てています。



グローバルなプロダクトスチュワードシップの確保

クライアントと協力し、製品のコンプライアンス、原材料、最終市場へのアクセスをサポート。



持続可能なサプライチェーンの構築

クライアントのサプライチェーンとサプライヤーに効果的なESG管理慣行を組み込んで、製品を適切なタイミングとコストで市場に投入することをサポート。

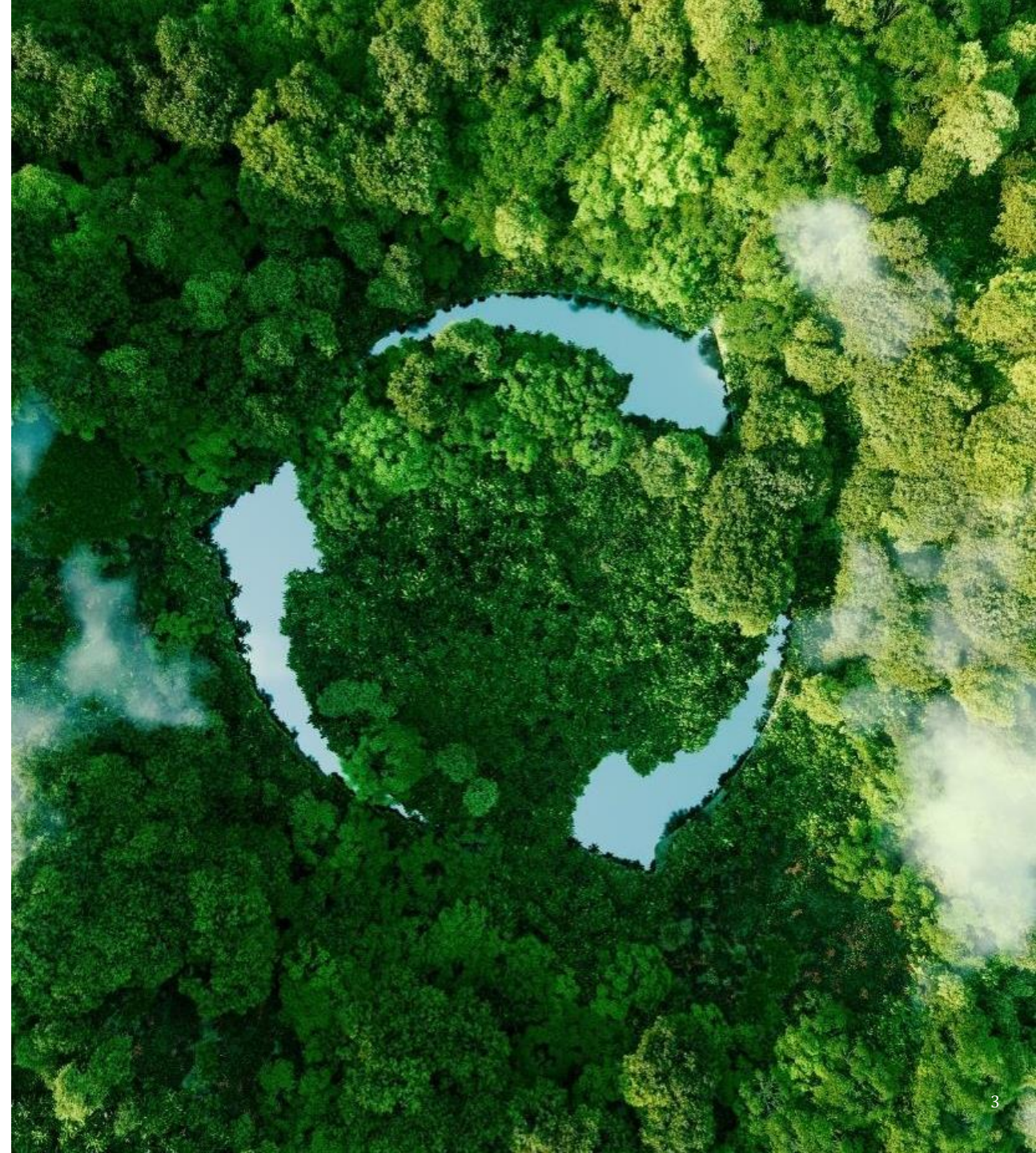


製品の持続可能性と循環型経済の推進

クライアントと協力して、サステナブルな製品設計と循環経済の取り組みをサポート。

持続可能な製品・サプライチェーンに関するコンサルティング

- 法規制の専門家、サイエンティスト、コンサルタントのグローバルネットワークは、プロダクトステewardシップ、設計、マーケティング、法規制関連業務、化学物質コンプライアンス、およびサステナビリティ機能においてクライアントをサポートします。これにより、クライアントは製品のライフサイクル全体で環境・社会への影響を最小限に抑え、新しく、革新的で、より安全な製品を市場に投入することができます。また、製造、流通、および製品寿命管理において、資源と安全な環境の責任ある使用を支援し、活性物質と製品の防御を成功させることで市場シェアを確保します。
- ここでは、当社サービスを、(1)製品含有化学物質管理関連サービスと(2)サプライチェーン管理関連サービスにわけてご紹介します。



製品含有化学物質管理に関するサービスメニュー



適用法規制・要件確認 ツール構築サポート

グローバルに展開する企業においては、各国・地域で適用される法規制とそれらの要件を理解し、コンプライアンスを確保することが求められます。ERMは、クライアントの業種・業態・製品・含有化学物質・展開する国と地域などをもとに、製品含有化学物質に関する法規制およびそれらの要件を整理し、それらをプロアクティブに管理するためのツールを提供しています。



法規制情報アップデート

グローバルに展開する企業においては、各国・地域で適用される法規制変化を追跡し、その変化に対応することが求められます。ERMは、定期的に、かつ双方向な形で、クライアントの製品に関連する製品含有化学物質に関する法規制について制定・改正等の情報を提供し、またコンサルティングを提供しています。



化学物質管理コンサルティング・法規制調査

ビジネスシーンにおいては、法規制の該否や求められる要件の内容について判断が難しいような場面に遭遇することがあります。ERMは、具体的な法規制の内容を調査し、またコンサルティングを行うことでクライアントの判断に必要な情報・アドバイスを提供しています。



社内教育研修

製品コンプライアンスを確保するためには、コーポレート部門のみならず、事業部門が法規制を理解し、効果的な管理慣行を実践する必要があります。ERMは、クライアント内のさまざまな部署に対し、それに応じた適切な教育研修を提供しています。

製品含有化学物質管理に関するサービスメニュー



登録/許可申請・届出サポート サービス

欧州、米国、中国、韓国、台湾、日本など、様々な国・地域において、化学物質の登録や許可取得、届出が求められます。ERMは主要国における化学物質の登録申請、許可申請、届出の支援を行っています。これには、米国TSCAのPMN、欧州連合・台湾・韓国REACHの物質登録、インドBIS法の許可取得などが含まれます。また、非政府系審査機関による製品認証取得のサポートも提供しています。



安全データシート・ラベル作成

世界の多くの国で、GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づくSDS(安全データシート)およびラベルの作成・貼付などが求められています。ERMはSDSやラベルの作成についてコンサルティングを行い、その作成を支援しています。



監査・デューデリジェンス

ERMはクライアント、そのグループ、サプライヤーまたはM&A対象会社/事業に対する製品含有化学物質管理監査業務を提供しています。また、サプライヤーからの購入品が貴社の基準に適合しているかどうか、適合宣言を出すための基準に適合しているかどうかを確認すべき場合、しかしながらその情報がサプライヤーにとって機密情報である場合、ERMが第三者としてサプライヤーと秘密保持契約を締結し、貴社に代わって上記内容を確認するサービスも提供しています。

サプライチェーン管理に関するサービスメニュー



LCA・カーボンフットプリント 算出サポート

GHGプロトコルScope 3排出量の算定が広まるにつれ、製品を提供する際に製品のカーボンフットプリント情報の提供が求められるようになってきています。また、欧州では域内で販売する製品にLCA情報の提供が求められることも多くなり、製品の競争力確保のためEPD (Environmental Product Declaration) などLCAに基づく商品認証の取得する企業も増えてきています。ERMは、クライアントに対し、LCAやカーボンフットプリントの評価のご支援を提供すると同時に、算出される数字の意味、評価の内容についてもクライアントの理解を深めるサービスを提供しております。



人権デューデリジェンス

2011年に国連でビジネスと人権に関する指導原則 (UNGPs) が採択されて以降、人権に関する取組みは様々な形で進められてきています。日本では2020年東京オリンピック・パラリンピックの持続可能な調達基準において、UNGPsへの準拠が求められて以降、経済産業省からガイドラインが出されるなど、近年多くの企業で人権方針の策定や人権デューデリジェンスの実施が進められてきています。ERMでは、2020年東京オリンピック・パラリンピックの持続可能な調達基準の運用支援を実施したとともに、民間企業等の人権方針策定支援、人権リスクマッピング、人権デューデリジェンス支援、苦情処理メカニズム構築・運用支援等のサービスを提供しています。また、投融資に際しての人権面のデューデリジェンスのサービスも提供しています。



化学物質管理デューデリジェンス

ERMは、クライアントのサプライヤーに対する製品含有化学物質管理監査業務 (サプライヤー監査) を提供しています。また、サプライヤーからの購入品が貴社の基準に適合しているかどうか、適合宣言を出すための基準に適合しているかどうかを確認すべき場合、しかしながらその情報がサプライヤーにとって機密情報である場合、ERMが第三者としてサプライヤーと秘密保持契約を締結し、貴社に代わって上記内容を確認するサービスも提供しています。さらに、クライアント社内化学物質管理規定へのサプライヤー監査の組み込みやデジタル化の支援なども行っています。

ERM日本の主な実績



- 法規調査(ハイテク・製造・自動車・化学・素材など)
- 法規情報アップデート(ハイテク・自動車・化学・素材)
- 社内化学物質管理規定作成支援(化学・素材・商社)
- 韓国K-REACH・中国化学物質登録サポート(化学・素材・石油・ガス)
- インドBISライセンス取得サポート(化学・素材)
- ASI (Aluminum Stewardship Initiative) 認証取得サポート(金属)
- ラベル作成コンサルティング(消費者用製品)
- SDS作成(化学・素材)
- サプライヤー管理・宣言書作成支援(ハイテク・化学・素材)
- 有害性・ばく露・リスクの評価(化学・素材)
- 監査・デューデリジェンス(化学・素材)
- 専門家派遣(製造・化学)
- LCA手法を用いたGHG削減貢献量の評価(商社)
- 森林CO2吸収・固定量の算定に関する検討
- 銅製品に関するカーボン・フットプリント評価(LCA評価)(金属)
- CO2吸収液に関する調査(電力)
- サプライチェーン等の人権対応支援

お問い合わせ

上野 俊洋
Consulting Partner

toshihiro.ueno@erm.com

イー・アール・エム日本株式会社

本社

〒220-8119
神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1
横浜ランドマークタワー19階

東京オフィス

〒100-0004
東京都千代田区大手町1-6-1
大手町ビル5階

大阪オフィス

〒530-0017
大阪府大阪市北区角田町8-47
阪急グランドビル20階